

高圧ガス保安法に基づく資格に係る旧姓使用について

令和 3 年 9 月
経 済 産 業 省
高圧ガス保安室

平素より高圧ガス保安行政にご協力賜り感謝申し上げます。

第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」（令和 3 年 6 月 16 日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定）において、「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることをないよう、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む。」とされていることを踏まえ、政府全体として各種国家資格等についての旧姓の使用が進められているところです。

この度、上記のような政府全体の動きを踏まえて、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「高圧法」という。）の国家資格の旧姓の扱いについて以下のとおりご連絡いたします。

高圧法における国家資格は、製造保安責任者及び販売主任者が規定されており（高圧法第 29 条）、これらの資格については、高圧法上、その試験や免状に記載する氏名について旧姓の使用を制限する規定はなく、旧姓の使用が可能です。また、現在の性を旧姓に氏名変更することについても高圧法上、これを制限する規定はなく、旧姓への氏名変更が可能です。

これらの点について改めてご認識の上、免状交付業務等に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、上記の動きを踏まえて、来年度の免状交付申請の案内通知時等において、高圧法の国家資格について旧姓の使用が可能である旨を一般に周知することを予定しておりますので、その際はご協力のほど、よろしくお願いいたします。